

第34回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和6年3月11日(月)
- 2 開催場所 八郷保健センター 2階 研修室
- 3 出席委員 1番 前島 慎也 2番 飯村 伸一 3番 三輪 正
4番 高橋 浩 5番 萩原 重信 7番 磯部 進
8番 田上 光男 10番 山口 和明 11番 栗原 茂
12番 花和 清治 13番 高橋 憲治 14番 小松 與平
- 4 欠席委員 6番 池田 徹 9番 高野 濟
- 5 事務局 理事兼事務局長 額賀 均 課長 原田 和宣
係長 吉田 祐 主任 鈴木 直行
- 6 審議議案
議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
議案第3号 非農地証明願の意見の決定について
議案第4号 農地改良協議について
議案第5号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について
報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第5号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
- 7 会議の顛末

開 会 午後2時15分

議長) 只今より、第 34 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 12 名ですので、石岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議録署名委員の指名ですが、会議規則第 14 条第 2 項の規定により、会議録署名委員には、4 番、高橋浩委員。5 番、萩原重信委員の 2 名にお願いします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与、交換、農地中間管理機構の特例事業の権利の移転については、現地調査を省略しておりますので、委員の報告はありませんので、ご承知お願います。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 1 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 1 名で経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、現在は耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、水稻を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、1 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 前島委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、1 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、許可することに決定いたします。続いて、2 番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2 番については、許可することに決定いたします。続いて、3 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号3番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者3名で約2.7ヘクタールを経営している農地所有適格法人です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続きミカンを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、3番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、3番については、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号4番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、4番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 田上委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、4番については、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号5番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者4名で経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、5番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 田上委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、5番については、許可することに決定いたします。続いて、6番ないし7番については、関連する案件ですので一括審議となります。また、現地調査を省略している案件です。審議願います。6番ないし7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番ないし7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番ないし7番については、許可することに決定いたします。続いて、8番ないし9番は、議案第2号2番と関連する事項のため、第2号議案において、一括審議となります。続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号10番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で経営している専業農家です。申請地を確認したところ、現在は耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、栗を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、10番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 栗原委員の報告が終わりました。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、10番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、10番については、許可することに決定いたします。続いて、11番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号11番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者1名で経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、現在は耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、11番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。審議願います。11番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、11番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、11番については、許可することに決定いたします。続いて、12番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号12番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で経営している専業農家です。申請地を確認したところ、現在は耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、12番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 田上委員の報告が終わりました。審議願います。12番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、12番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、12番については、許可することに決定いたします。続いて、13番ないし14番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号13番ないし14番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者1名で経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後は、引き続き野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、13番ないし14番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 田上委員の報告が終わりました。審議願います。13番ないし14番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、13番ないし14番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、13番ないし14番については、許可することに決定いたします。続いて、15番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。15番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、15番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、15番については、許可することに決定いたします。続いて、16番については、前島委員に関する案件ですので、審議に入る前に、前島委員は退室願います。

【前島委員退室】

議長) 16番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号16番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後は、引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、16番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。16番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、16番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、16番については、許可することに決定いたします。

【前島委員入室】

議長) 続いて、17番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。17番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、17番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、17番については、許可することに決定いたします。続いて、18番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号18番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、現在は耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、18番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 前島委員の報告が終わりました。審議願います。18番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、18番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、18番については、許可することに決定いたします。続いて、19番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号19番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後は、引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、19番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。19番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、19番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、19番については、許可することに決定いたします。続いて、20番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。20番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、20番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、20番については、許可することに決定いたします。続いて、21番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号21番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者5名で経営している農地所有適格法人です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後は、引き続きデントコーンを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、21番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 栗原委員の報告が終わりました。審議願います。21番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、21番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、21番については、許可することに決定いたします。続いて、22番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号22番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で経営している専業農家です。申請地を確認したところ、現在は耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、22番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 栗原委員の報告が終わりました。審議願います。22番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、22番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、22番については、許可することに決定いたします。続いて、23番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号23番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後は、引き続き野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、23番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。23番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、23番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、23番については、許可することに決定いたします。続いて、24番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号24番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者3名で経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後は、引き続き路地野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、24番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 田上委員の報告が終わりました。審議願います。24番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、24番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、24番については、許可することに決定いたします。続いて、25番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号25番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後は、引き続き野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、25番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 栗原委員の報告が終わりました。審議願います。25番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、25番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、25番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第1号の25件の申請については、8番ないし9番を除く、23件について許可するものと決定いたしました。次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、を議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号1番について、現地調査の結果をご報告いたします申請地は、周囲を高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、農地法の許可を得ず、自宅の隣接地を駐車場として利用してしまい、今般、違反状態を是正するべく、始末書添付で申請に及んだものです。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 前島委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2番については、議案第1号8番ないし9番と関連する事項のため、一括審議となります。担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号8番及び9番、議案第2号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、市の農業振興地域整備計画で農用区域に指定されている農用区域内農地です。申請人は、農業法人及び太陽発電事業を営む法人です。本申請地は、令和3年3月9日に営農型発電設備として、一時転用の許可を得ており、今回は、更新の申請となります。支柱64本、太陽光パネル212枚を設置しており、転用面積は、支柱のみで、パネルの下で、櫛を栽培し農地としての利用を継続しております。なお、毎年農作物の状況報告書を提出しており、その内容については、適正と判断しております。一時転用の期間を再度、3年延長することについて、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 前島委員の報告が終わりました。審議願います。議案第1号8番ないし9番及び議案第2号2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第1号8番ないし9番及び議案第2号2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、議案第1号8番ないし9番及び議案第2号2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林及び雑種地により分断された小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、市内で産業振興等の向上を図り、地域社会の発展を目的とする法人です。近年、当該施設において、来場者の増加に伴い駐車場が不足していることから、既存駐車場にも近い本申請地を転用したく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、利便性も良く多数の利用客が見込める本申請地に、店舗を建設したく申請に及んだものです。なお、本申請地に碎石を敷き駐車場として利用していたため、始末書が添付されております。雨水は、宅内処理。汚水・雑排水は、合併浄化槽及び宅内処理装置により宅地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 田上委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、一人暮らしをしている父親の面倒を見るため、実家に戻ることになりましたが、家屋は老朽化し使い勝手も悪いため、実家近くの本申請地に、自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後敷地内処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、アパートに居住されておりますが、家族構成の変化に伴い手狭なため、自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 田上委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号7番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、つくば市を拠点に陶芸を生業にされておりますが、家族構成の変化を機に、生活と仕事の拠点をこの地に構えたく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後宅内処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって7番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 栗原委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、7番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号8番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって8番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、8番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号9番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって9番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、9番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号10番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって10番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、11番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号11番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって11番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。11番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、11番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、11番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、

12番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号12番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の
手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって12番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。12番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、12番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、12番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、13番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号13番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の
手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって13番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。13番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、13番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、13番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、14番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号14番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって14番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 三輪の報告が終わりました。審議願います。14番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、14番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、14番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、15番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号15番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって15番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。15番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、15番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、15番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、16番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号16番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、

休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の
手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって16番については、
許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。16番について、意見・質問のある方は挙手を
願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、16番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、16番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、
17番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号17番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する
小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、
休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用すること
によって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の
手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって17番については、
許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。17番について、意見・質問のある方は挙手を
願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、17番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、17番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、
18番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号18番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する
小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、
休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用すること
によって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の

手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって18番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。18番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、18番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、18番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、19番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号19番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって19番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。19番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、19番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、19番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、20番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号20番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって20番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 田上委員の報告が終わりました。審議願います。20番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、20番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、20番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、21番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号21番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって21番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 田上委員の報告が終わりました。審議願います。21番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、21番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、21番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、22番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号22番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって22番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。22番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、22番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、22番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第1号8番ないし9番の2件及び議案第2号の22件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第3号、非農地証明願の意見の決定について、を議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号1番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、宅地の一部として利用され、20年経過し、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、1番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、2番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号2番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、山林化が進み、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、2番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、3番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号3番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、店舗として利用され、35年経過し、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、3番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第3号の3件については、すべて非農地として証明することに決定いたしました。次に、議案第4号、農地改良協議について、を議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第4号1番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を畑として利用したいため、盛り土を行ない、栗を作付けする計画です。現地を調査したところ、申請のとおり、必要な改良だと判断いたしました。また使用する土の質に関しても問題ないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 前島委員の報告が終わりました。ご審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番については、農地改良協議に同意することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、農地改良協議に同意することに決定いたします。次に、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可の取消願いについて、を議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 事務局の説明が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番については、許可を取り消すことに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、願出のとおり、許可を取り消すことに決定いたします。只今の、議案第 5 号については、許可を取り消すものと決定いたしました。次に、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による、農地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

(※農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に適合する旨を説明)

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第 6 号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法、第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、議案第 7 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用再配分計画(案)の意見聴取について、を議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第7号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用再配分計画(案)の意見聴取については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第1号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第2号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第5号、農地法第3条第1項13号の規定による届出について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これもちまして、第34回石岡市農業委員会総会を

閉会いたします。

午後 3 時 00 分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和 6 年 2 月 13 日

議事録署名人

議 長

4 番

5 番